

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成27年1月20日提出
【発行者名】	シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 ガイ・ヘンリキス
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
【事務連絡者氏名】	楠本 靖三
【電話番号】	03-5293-1500
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース （為替ヘッジなし） シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース （為替ヘッジあり）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】	(1)当初自己設定額 シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース （為替ヘッジなし） 100万円を上限とします。 シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース （為替ヘッジあり） 100万円を上限とします。 (2)継続申込額 シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース （為替ヘッジなし） 2,000億円を上限とします。 シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース （為替ヘッジあり） 2,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書を提出しましたので平成26年 4月 8日付をもって提出しました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に訂正するため、また、記載事項の一部に訂正事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部_____は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書が更新されます。なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」は原届出書の更新後の内容を記載しています。また、原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」に「中間財務諸表」の記載事項が追加されます。

第一部【証券情報】

(6) 【申込単位】

< 訂正前 >

販売会社または「(8) 申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

< 訂正後 >

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(1 2) 【その他】

< 訂正前 >

該当事項はありません。

< 訂正後 >

日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

ファンドの特色

- マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に世界の国債、政府機関債、社債などに投資を行う投資信託証券*、および海外の債券等に投資する投資信託証券へ投資し、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指します。

*デリバティブを使って効率的な運用を行います。

- 1** 各種債券・通貨に分散投資し、柔軟な資産配分によって収益機会を確保
主に世界の各種債券や通貨などに幅広く投資し、投資比率の配分を柔軟に変更することで、利息収入（インカム・ゲイン）と値上がり益（キャピタル・ゲイン）からなる、トータル・リターンを最大化を追求します。
- 2** 機動的にリスクをコントロールすることで、安定的な収益の成長を下支え
市場環境に応じて機動的にリスクをコントロールし、金利上昇や為替変動などによる下落リスクの低減を図りつつ、長期的に安定した収益を目指します。
- 3** シュローダーの債券運用の力を結集
シュローダー・グループのグローバル・ネットワークを活用し、運用を行います。

- Aコース(為替ヘッジなし)の実質外貨建て資産については、為替ヘッジを行いません。
- Bコース(為替ヘッジあり)の実質外貨建て資産については、原則として、為替ヘッジにより米ドルと円との間の為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。
- 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 運用はファミリーファンド方式で行います。マザーファンドの運用にあたっては、ファンド・オブ・ファンズ形式で行います。

ファンドの仕組み

ファンドは、投資者からの資金をまとめてベビーファンド（シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）／ Bコース（為替ヘッジあり））とし、ベビーファンドの資金をマザーファンド（シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド）の受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行うファミリーファンド方式で運用を行います。

また、マザーファンドを通じて複数の投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

投資信託証券（投資対象ファンド）は以下となります。

■主として世界の各種債券等に投資し、市場環境に応じて機動的に資産配分の調整を行う投資信託証券（投資比率が高位に保たれる投資信託証券）

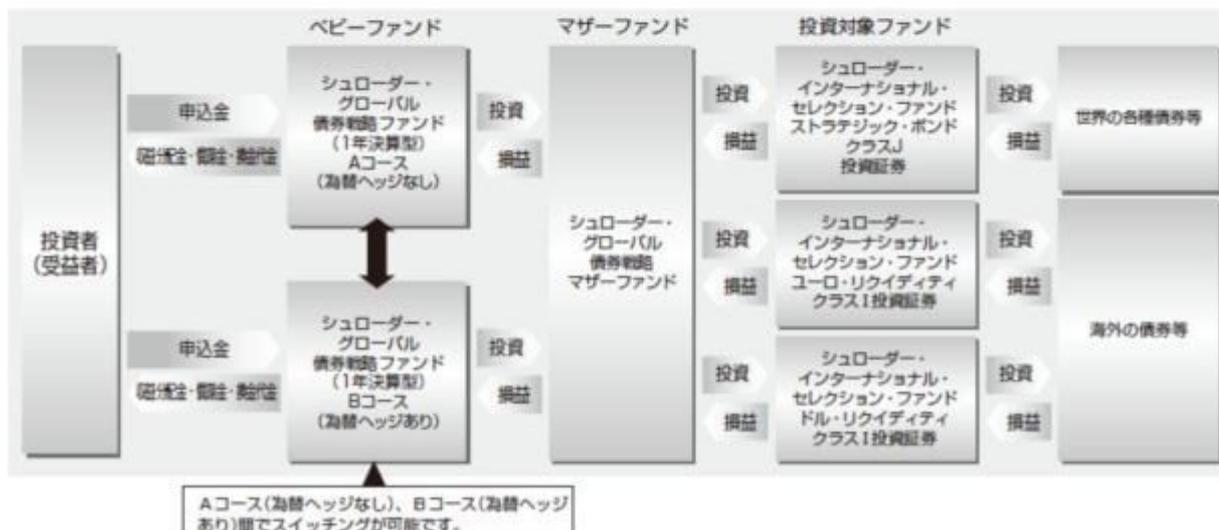
「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ストラテジック・ボンド クラス J 投資証券*」

*ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される投資信託証券です。

■海外の債券等に投資する投資信託証券（投資比率が低位に保たれる投資信託証券）

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ユーロ・リクイディティ クラス I 投資証券」

「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラス I 投資証券」



Aコース(為替ヘッジなし)、Bコース(為替ヘッジあり)間でスイッチングが可能です。

※投資対象ファンドは、委託会社の判断により、変更することがあります。

運用プロセス

債券の調査・分析に基づく情報の中から、最良と思われる投資アイデアを選別し、資産配分の決定とポートフォリオ全体のリスク管理を行います。



2014年10月末現在

※上記はマザーファンドが投資対象とする投資対象ファンドのうち、主として投資を行う「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ストラテジック・ボンド クラスJ 投資証券」に係るシュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの運用体制です。

※上記運用プロセスは、今後、変更となる場合があります。

主な投資制限（Aコース(為替ヘッジなし)、Bコース(為替ヘッジあり)共通）

- ・投資信託証券への実質投資割合には制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ・デリバティブの直接利用は行いません。
- ・投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行いません。

分配方針

年1回の決算時(原則4月20日。休業日の場合は翌営業日)に、収益分配を行います。

- ・分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益等の全額とします。
- ・収益分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準・市場動向等を勘案し委託会社が決定します。



※上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

※分配対象額が少額の場合等には分配を行わない場合があります。

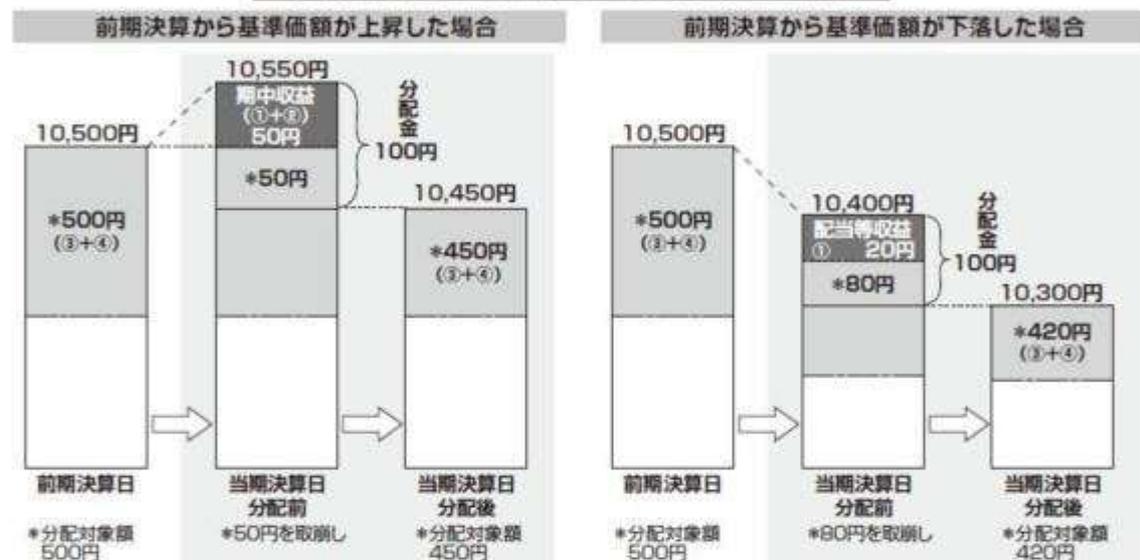
収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



- 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



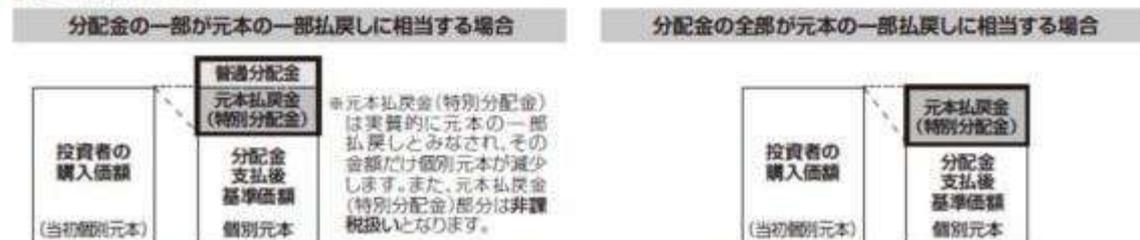
※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：期ごとに分配可能額を計算し、分配可能額から実際に分配した額を引いた額はそのまま信託財産に組み入れられます。この額のことを分配準備積立金とします。

収益調整金：新規の投資者がファンドを購入したことによって、既存の投資者が受け取れる分配金の額が薄まることのないよう、投資信託財産を計理処理する際に使う特有の勘定科目のことです。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(3) 【ファンドの仕組み】

<更新後>

委託会社の概況（平成26年10月末現在）

1) 資本金

490百万円

2) 沿革

昭和60年12月10日 : 株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメント設立

平成3年12月20日 : シュローダー投信株式会社設立

平成9年4月1日 : シュローダー投信株式会社と株式会社シュローダー・インベストメント・マネージメントが合併し、シュローダー投信投資顧問株式会社設立

平成19年4月3日 : シュローダー証券投信投資顧問株式会社に商号を変更

平成24年6月29日 : シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社に商号を変更

3) 大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー	オランダ アムステルダムZX1077 7F アトリウム 3105 ストラウインスキーラン	9,800株	100%

2 【投資方針】

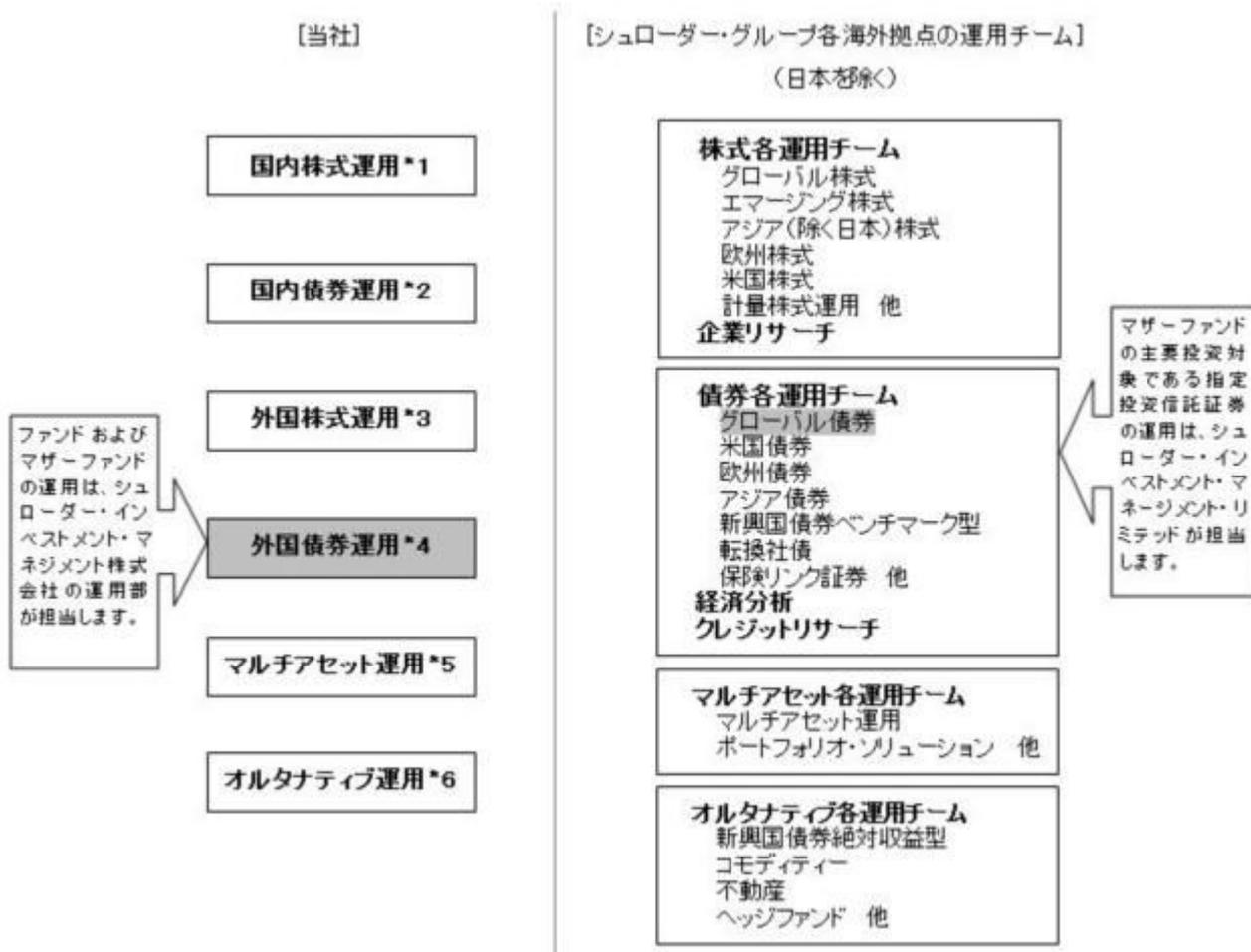
(3) 【運用体制】

<更新後>

運用体制

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社（外国債券運用担当）が、ファンドおよびマザーファンドの運用を行います。

運用にあたっては、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社が「投資運用業務に係る業務運営規程」（社内規則）に則り、以下の体制（委託会社と委託会社のグループ全体での運用体制を示しています。）で臨みます。



< 更新後 >

- *1 国内株式運用における、個別銘柄分析、ポートフォリオの構築およびリスク管理、国内投資信託の運用指図
- *2 国内債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、マニユライフ・アセット・マネジメント株式会社）、国内投資信託の運用指図
- *3 外国株式運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *4 外国債券運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社及びフィッシュ・アセット・マネジメント社）、国内投資信託の運用指図
- *5 マルチアセット運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図
- *6 オルタナティブ運用に関する指図の権限の委託（委託先は、シュローダー・グループ内の各関連会社）、国内投資信託の運用指図

内部管理体制

運用部門、トレーディング部門、管理部門はそれぞれ完全に独立しており、部門間で十分に牽制機能が働くような組織構成となっています。これらの牽制機能が十分に機能しているかどうかを監理するため、コンプライアンス&リスク管理部がモニタリングを実施し業務手続の遵守状況やリスク管理状況を定期的にチェックしています。エラーや違反が行われた場合には、改善の提言およびその実施状況の確認を行います。

約定から決済まで一貫して自動処理を行う売買発注システムの運営にあたっては、個々のスタッフに付与されている権限は厳格に分離されており、当事者以外が他の権限によりシステムにアクセスすることはできないようになっています。

投資ガイドラインおよび社内ルール遵守状況については、当該売買発注システムのコンプライアンス機能により、自動的にチェックされています。個別の取引に関してはその都度、残高・保有に関しては日次で自動的にコンプライアンスチェックが行われます。遵守状況は同部によって日々モニタリングさ

れ、是正が必要と認められた場合には、ファンドマネジャーおよびファンド担当者に必要な措置を講じるよう求めます。

受託銀行に関する管理の体制

信託財産管理に関する、基準価額計算、決算処理などの日常業務を通じて、受託銀行の事務処理能力については、商品対応力、即時対応力、正確性などを含め把握に努めています。問題が発見された場合には、受託銀行と適宜連絡を行い、改善を求めています。受託銀行における内部統制については、各受託銀行より外部監査人による内部統制についての報告書を取得しています。

上記体制は平成26年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

3【投資リスク】

<訂正前>

(2) リスク管理体制

運用リスク管理

(略)

上記体制は平成26年1月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<訂正後>

(2) リスク管理体制

ファンドの運用リスク管理

(略)

上記体制は平成26年10月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<更新後>

参考情報

■ A コース（為替ヘッジなし）

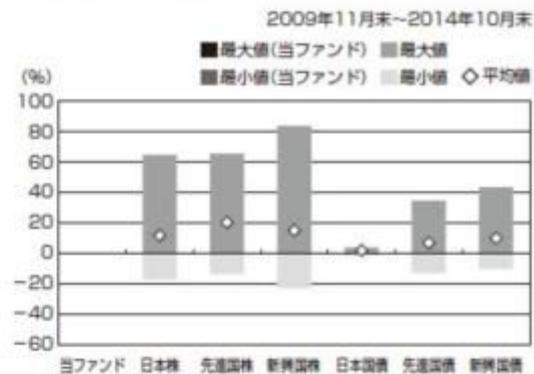
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値	—	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△10.1
平均値	—	12.1	20.3	15.7	2.3	7.1	10.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

■ B コース（為替ヘッジあり）

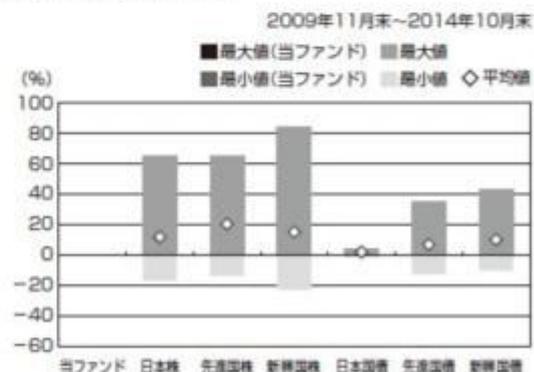
ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



- * 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- * 年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値	—	65.0	65.7	83.9	4.1	34.9	43.7
最小値	—	△17.0	△13.6	△22.8	0.4	△12.7	△10.1
平均値	—	12.1	20.3	15.7	2.3	7.1	10.4

- * 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- * 2009年11月から2014年10月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。
- * 決算日に対応した数値とは異なります。

* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。

<p>各資産クラスの指数</p> <p>日本株・・・東証株価指数(TOPIX)(配当込み)</p> <p>先進国株・・・MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)</p> <p>新興国株・・・MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)</p> <p>日本国債・・・NOMURA-BPI国債</p> <p>先進国債・・・シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)</p> <p>新興国債・・・JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)</p> <p>(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。</p> <p>○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について</p> <p>騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信頼性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に際して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の責任について、何らの責任も負いません。</p> <p>東証株価指数(TOPIX)(配当込み)</p> <p>東証株価指数(TOPIX)(配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。</p> <p>MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)</p> <p>MSCI-KOKUSAI インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。</p> <p>MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)</p> <p>MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc. に帰属します。</p> <p>NOMURA-BPI国債</p> <p>NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。</p> <p>シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)</p> <p>シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、Citigroup Index LLCが開発した、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、シティ世界国債インデックスに関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、Citigroup Index LLCに帰属します。</p> <p>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)</p> <p>JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。</p>
--

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

<更新後>

申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）につきましては、販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.24%（税抜3.00%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（1口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間中は1口当たり1円）に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・<分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）>の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、受益権購入に伴い必要な商品等に関する説明・情報提供、および事務コスト等の対価です。

(3)【信託報酬等】

<更新後>

信託報酬

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.323%（税抜1.225%）の率を乗じて得た額とします。

信託報酬の配分

信託報酬の配分は、以下の通りとします。

	運用管理費用（信託報酬）の配分
委託会社	年率0.600%（税抜）
販売会社	年率0.600%（税抜）
受託会社	年率0.025%（税抜）
投資対象ファンド（投資運用会社）	ありません。
実質的な運用管理費用（信託報酬）	年率1.323%（税抜1.225%）

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

なお、マザーファンドが組入れる投資対象ファンド（投資運用会社）の信託報酬はありませんので、投資者が実質的に負担する信託報酬は年率1.323%（税抜1.225%）となります。

役務の内容	
委託会社	ファンドの運用判断、受託会社への指図、基準価額の算出ならびに公表、運用報告書・有価証券報告書等法定書面の作成、および受益者への情報提供資料の作成等
販売会社	運用報告書等各種書類の交付、口座内でのファンドの管理、および受益者への情報提供等
受託会社	ファンドの財産保管・管理、委託会社からの指図の実行等

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日（当該日が休業日の場合は翌営業日）および毎計算期末（当該日が休業日の場合は翌営業日）または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

<訂正前>

（４）その他の手数料等のうち、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

<訂正後>

上記の監査費用は、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用です。

（４）その他の手数料等のうち、およびの費用は、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。また、上記の合計額は、投資者の皆様がファンドを保有する期間等に応じて異なりますので、事前に示すことができません。

（５）【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*}解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益および

上場株式等の配当等(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益(譲渡益)および普通分配金(申告分離課税を選択したものに限り)については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

少額投資非課税制度「愛称：NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

1) 収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%(所得税のみ)の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

2) 益金不算入制度の適用

益金不算入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

個別元本

1) 各受益者の買付時の基準価額(申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が個別元本になります。

2) 受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

1) 収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

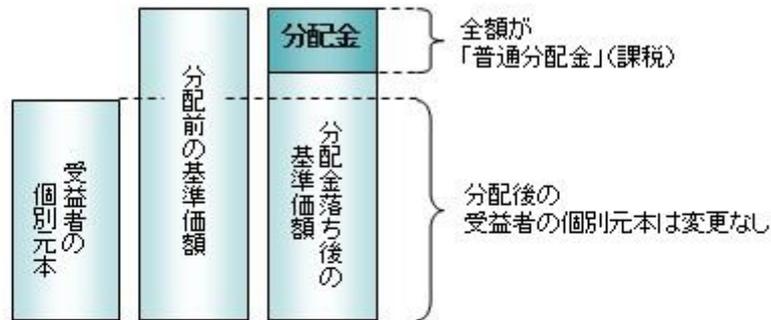
イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。

ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。

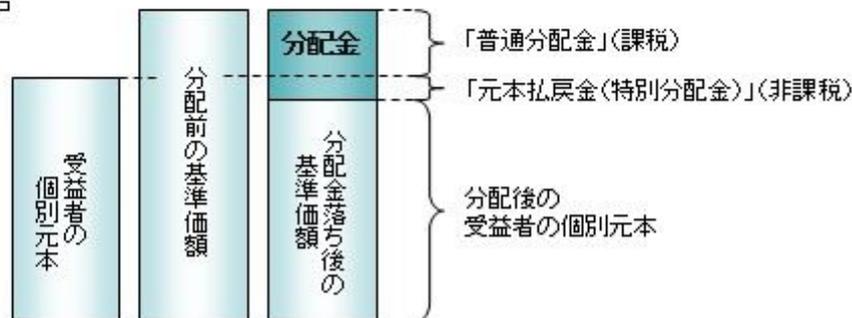
ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」という。）に基づく米国税務報告義務

米国における追加雇用対策法案の一環として、2010年3月18日に、2012年外国口座税務コンプライアンス法の規定が制定され、内国歳入法の一部となりました。FATCAには、外国金融機関（以下「FFI」という。）が、FATCAの目的における米国人またはFATCAの対象となる他の外国事業体により保有される受益証券に関する一定の情報を、米国内国歳入庁（以下「内国歳入庁」という。）に直接報告し、当該目的において追加の識別情報を集めるよう義務づける規定が含まれています。国内投資信託に関しては、ファンドおよびファンドの関係法人がFFIに該当し、それらが内国歳入庁に登録を行わない等FATCAの遵守が行われない場合、米国を源泉とする収益の支払および米国を源泉とする収益を生み出す有価証券の販売を行うことによりもたらされる総手取金額に関し、30%の源泉徴収税の対象となることがあります。

FATCA上課される義務を遵守する目的で、2014年7月1日から、販売会社は、自らの顧客の米国税務上の立場を確認するため、顧客がFATCAの目的における特定の米国人、米国人所有の非米国事業体もしくは非参加FFI（以下「NPFFI」という。）に該当する場合、または必要書類を速やかに提供しない場合、関係法令に従い、当該顧客に関する情報を内国歳入庁へ報告する必要があります。また、受益者は、FATCAの目的における米国人の定義が現行の米国人の定義よりも幅広い投資家を含みうることに留意が必要となります。

上記は平成26年10月末現在のものですので、税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）】

以下の運用状況は2014年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(1)【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
-------	------	---------	---------

親投資信託受益証券	日本	5,917,926	100.03
コール・ローン等、その他資産(負債控除後)		1,596	0.03
合計(純資産総額)		5,916,330	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド	5,390,224	1.0560	5,692,150	1.0979	5,917,926	100.03

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	100.03
合計	100.03

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2014年 4月末日	1		1.0064	
5月末日	1		0.9969	
6月末日	2		0.9984	
7月末日	3		1.0248	
8月末日	4		1.0316	
9月末日	5		1.1055	
10月末日	5		1.0901	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金（円）
当中間期	2014年 4月25日～2014年10月24日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率（％）
当中間期	2014年 4月25日～2014年10月24日	7.25

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額（分配落ち）に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

（４）【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2014年 4月25日～2014年10月24日	9,254,765	3,789,698

(注)第1期中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（１年決算型）Ｂコース（為替ヘッジあり）】

以下の運用状況は2014年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（１）【投資状況】

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	8,076,247	103.06
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		239,541	3.06
合計（純資産総額）		7,836,706	100.00

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
日本	親投資信託受益証券	シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド	7,356,087	1.0179	7,488,200	1.0979	8,076,247	103.06

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	103.06
合 計	103.06

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

期別	純資産総額(百万円)		1口当たり純資産額(円)	
	分配落ち	分配付き	分配落ち	分配付き
2014年 4月末日	1		1.0042	
5月末日	6		0.9995	
6月末日	5		1.0049	
7月末日	6		1.0166	
8月末日	6		1.0151	
9月末日	6		1.0336	
10月末日	7		1.0163	

【分配の推移】

期	期間	1口当たりの分配金(円)
当中間期	2014年 4月25日～2014年10月24日	

【収益率の推移】

期	期間	収益率(%)
当中間期	2014年 4月25日～2014年10月24日	1.12

(注)各計算期間の収益率は、計算期間末の基準価額(分配落ち)に当該計算期間の分配金を加算し、当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

(4) 【設定及び解約の実績】

期	期間	設定口数（口）	解約口数（口）
当中間期	2014年 4月25日～2014年10月24日	8,996,058	1,482,308

(注)第1期中間計算期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(参考)

シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド

以下の運用状況は2014年10月31日現在です。

・投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資状況

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資証券	ルクセンブルク	19,963,548	97.55
コール・ローン等、その他資産（負債控除後）		501,351	2.45
合計（純資産総額）		20,464,899	100.00

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

国・地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価 単価 （円）	簿価 金額 （円）	評価 単価 （円）	評価 金額 （円）	投資 比率 （％）
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund Strategic Bond Class J	1,122.9	17,737.62	19,917,581	17,777.59	19,962,456	97.54
ルクセンブルク	投資証券	Schroder International Selection Fund US Dollar Liquidity Class I	0.09	12,144.44	1,093	12,133.33	1,092	0.01

ロ. 種類別の投資比率

種類	投資比率（％）
投資証券	97.55
合計	97.55

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

運用実績

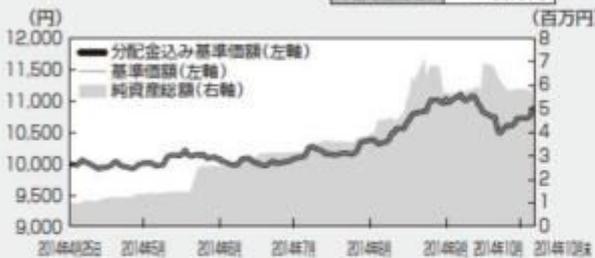
2014年10月末現在

基準価額・純資産の推移

■ 設定来の基準価額および純資産総額の推移 ■

<Aコース(為替ヘッジなし)>

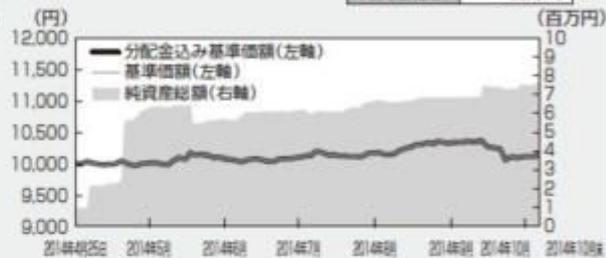
基準価額	10,901円
純資産総額	6百万円



※分配金込み基準価額は税引前分配金を再投資した場合の基準価額です。
 ※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の価額です。
 ※設定日: 2014年4月25日

<Bコース(為替ヘッジあり)>

基準価額	10,163円
純資産総額	8百万円



分配の推移

第1期決算日は2015年4月20日のため、該当事項はありません。

主要な資産の状況

■ 資産構成比率 ■

順位	銘柄	種類	投資比率(%)
1	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ストラテジック・ボンド クラスJ投資証券	投資証券	97.54
2	シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ドル・リクイディティ クラスI投資証券	投資証券	0.01

※債券種別構成比はマザーファンドの主要投資対象のうち、大部分の投資対象である、「シュローダー・インターナショナル・セレクション・ファンド ストラテジック・ボンド クラスJ投資証券」の組入状況です。

■ 債券種別構成比 ■

債券種別	投資比率(%)
投資適格社債*	26.1
モーゲージ債等	20.1
ハイ・イールド社債*	8.8
政府機関債	10.9
国債	18.4
その他(デリバティブ含む)	0.5
キャッシュ等	15.2

*現物社債のみ

年間収益率の推移

<Aコース(為替ヘッジなし)>



※ファンドにベンチマークはありません。
 ※2014年4月25日が設定日のため、2013年以前の実績はありません。2014年は4月25日から10月末までの騰落率です。
 ※ファンドの騰落率は税引き前分配金を再投資した基準価額の騰落率です。

<Bコース(為替ヘッジあり)>



※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込(販売)手続等】

<訂正前>

(1) ~ (7) (略)

(8) 申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社の照会先>

シュロダー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号：03-5293-1323

受付時間：午前9時～午後5時まで（土、日、祝日は除きます）

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp>

(9)～(10)（略）

<訂正後>

(1)～(7)（略）

(8) 申込単位

販売会社が定める単位とします。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(9)～(10)（略）

(11) 米国人投資家に適用ある制限

ファンドは、1940年米国投資会社法（改正済）（以下「投資会社法」という。）に基づき登録されておらず、また登録される予定もありません。ファンドの受益証券は、1933年米国証券法（改正済）（以下「1933年証券法」といいます。）または米国のいずれかの州の証券法に基づき登録されておらず、登録される予定もなく、かかる受益証券は、1933年証券法および当該州の証券法またはその他の証券法を遵守する場合にのみ募集、販売、またはその他の方法により譲渡することができます。ファンドの受益証券は、米国内において、または米国人に対してもしくは米国人のために、もしくは、米国人が直接もしくは間接的な受益者である場合には、非米国人に対してもしくは非米国人のために、直接・間接的を問わず、募集または販売することができません。かかる目的において、米国人とは、1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902または1986年内国歳入法（改正済）（以下「歳入法」という。）に定められた定義のとおりとします。

1933年証券法に基づくレギュレーションSのルール902において、米国人とは、特に、米国に居住する自然人、および、個人ではない投資家については、(i)米国または米国の州の法律に基づき設立された会社またはパートナーシップ、(ii)(a)受託者が米国人である信託（当該受託者が専門受託人であり、米国人でない共同受託者が信託財産について単独または共有の投資裁量権を有し、信託の受益権者（および信託が取消不能の場合には信託設定者）が米国人ではない信託）、または(b)裁判所が信託に関し第一の管轄権を有し、かつ、一または複数の米国の受託人が信託に関するあらゆる実質的な決定を支配する権限を有する信託、および(iii)(a)すべての源泉から世界中の所得に課される米国の課税対象となる財団、または(b)米国人が遺言執行者または管財人である財団（米国人でない当該財団の遺言執行者または管財人が当該財団の資産について単独または共有の投資裁量権を有し、かつ、当該財団が外国の法律に準拠する場合を除く。）を含むものとして定義されています。

また、「米国人」という用語は、以下の目的において、主に安定的投資（コモディティ・プール、投資会社またはその他同様の事業体等）を目的に設立された事業体を意味します。(a)当該運営者が非米国人である参加者により米国商品先物取引委員会が制定した規則のパート4の一定要件を免除されている、コモディティ・プールへの米国人による投資を促進することを目的として設立された事業体、または(b)1933年証券法に基づき登録されていない証券への投資を主たる目的として米国人により設立された事業体（ただし、自然人、財団もしくは信託ではない「認可投資家」（1933年証券法に基づきルール501(a)に定義される。）により設立および所有されている場合にはこの限りではありません。）。

歳入法上、米国人という用語は、以下に掲げる者を意味します。即ち、(i)米国の市民または居住者、(ii)米国の法律に基づき設立されたパートナーシップまたはその政治的下位機関、(iii)米国の法律に基づき設立される米国連邦所得税の目的上法人とみなされる会社もしくはその他の事業体、またはその政治的下位機関、(iv)源泉に関わらず、その所得に対して米国連邦所得税を課される財団、または(v)(a)米国内の裁判所が信託の運営について主たる監督権を行使することができ、一もしくは複数の米国人が信託のすべての実質的な決定を支配する権限を有する場合の信託、もしくは(b)1996年8月20日に存在しており、米国人としてみなされるために適切に選択された信託です。

自身の地位について疑義がある場合には、自らの金融アドバイザーまたはその他の専門アドバイザーに確認することをお勧めします。

3【資産管理等の概要】

(5)【その他】

<更新後>

信託約款の変更など

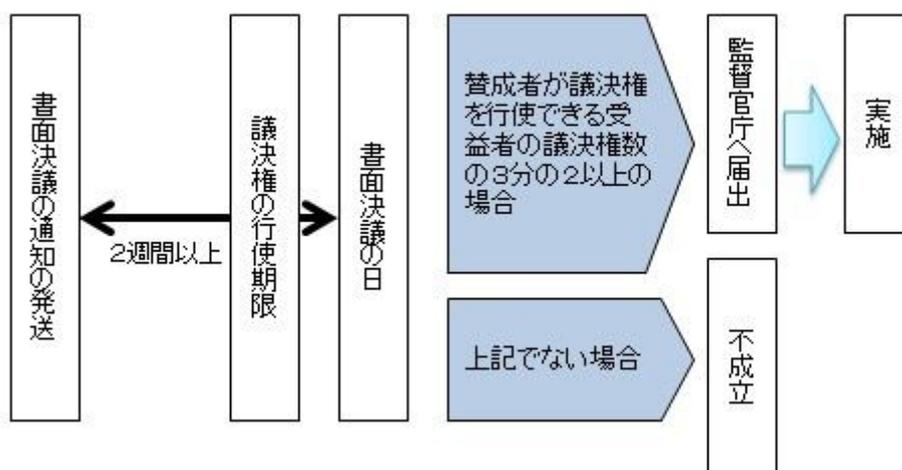
- 1) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- 2) この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- 3) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

<更新後>

書面決議

- 1) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の2週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を送送します。
- 2) 受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- 3) 書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- 4) 繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- 5) 当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- 6) 当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



<更新後>

運用報告書の作成

- ・ 委託会社は、毎期決算後および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・ 交付運用報告書は原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・ 運用報告書(全体版)は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページアドレス：<http://www.schroders.co.jp>

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの第1期中間計算期間は、信託約款第31条により、平成26年4月25日から平成27年4月20日までとなっております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(平成26年4月25日から平成26年10月24日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

【中間財務諸表】

【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

第1期中間計算期間末 (平成26年10月24日現在)	
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	5,885,749
流動資産合計	5,885,749
資産合計	5,885,749
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	465
未払委託者報酬	22,391
その他未払費用	1,814
流動負債合計	24,670
負債合計	24,670
純資産の部	
元本等	
元本	5,465,067
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	396,012
元本等合計	5,861,079
純資産合計	5,861,079
負債純資産合計	5,885,749

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間 (自 平成26年4月25日 至 平成26年10月24日)	
営業収益	
有価証券売買等損益	299,927
営業収益合計	299,927
営業費用	
受託者報酬	465
委託者報酬	22,391
その他費用	1,814
営業費用合計	24,670

第1期中間計算期間 (自 平成26年 4月25日 至 平成26年10月24日)	
営業利益又は営業損失（ ）	275,257
経常利益又は経常損失（ ）	275,257
中間純利益又は中間純損失（ ）	275,257
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	160,689
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	421,150
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	421,150
剰余金減少額又は欠損金増加額	139,706
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	139,706
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	396,012

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
-----------------	--

(中間貸借対照表に関する注記)

	第1期中間計算期間末 [平成26年10月24日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	8,254,765円
期中解約元本額	3,789,698円
2. 受益権の総数	5,465,067口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間末 [平成26年10月24日現在]
--	-------------------------------

1. 計上額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期中間計算期間末 [平成26年10月24日現在]
1口当たり純資産額	1.0725円
(1万口当たり純資産額)	(10,725円)

【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）】

（1）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	第1期中間計算期間末 (平成26年10月24日現在)
資産の部	
流動資産	
親投資信託受益証券	7,786,712
未収入金	300,375
流動資産合計	8,087,087
資産合計	8,087,087
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	122,277
未払金	303,270
未払受託者報酬	808
未払委託者報酬	38,419
その他未払費用	24,745

第1期中間計算期間末 (平成26年10月24日現在)	
流動負債合計	489,519
負債合計	489,519
純資産の部	
元本等	
元本	7,513,750
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	83,818
元本等合計	7,597,568
純資産合計	7,597,568
負債純資産合計	8,087,087

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1期中間計算期間 (自 平成26年 4月25日 至 平成26年10月24日)	
営業収益	
有価証券売買等損益	495,401
為替差損益	389,385
営業収益合計	106,016
営業費用	
受託者報酬	808
委託者報酬	38,419
その他費用	24,745
営業費用合計	63,972
営業利益又は営業損失（ ）	42,044
経常利益又は経常損失（ ）	42,044
中間純利益又は中間純損失（ ）	42,044
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（ ）	18,505
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	65,272
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	65,272
剰余金減少額又は欠損金増加額	4,993
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	4,993
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	83,818

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における中間計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。

3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>
---------------------------	---

（中間貸借対照表に関する注記）

	第1期中間計算期間末 [平成26年10月24日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	7,996,058円
期中解約元本額	1,482,308円
2. 受益権の総数	7,513,750口

（中間損益及び剰余金計算書に関する注記）

	第1期中間計算期間 自 平成26年 4月25日 至 平成26年 10月24日
その他費用	その他費用は、主にLEI登録費用です。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	第1期中間計算期間末 [平成26年10月24日現在]
1. 計上額、時価及び差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>

3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>
------------------------	--

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項
通貨関連

第1期中間計算期間末（平成26年10月24日現在）

（単位：円）

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建	7,291,140	-	7,413,417	122,277
	米ドル	7,291,140	-	7,413,417	122,277
合計		7,291,140	-	7,413,417	122,277

（注）時価の算定方法

1. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

中間計算期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

中間計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 中間計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 中間計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、中間計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（1口当たり情報に関する注記）

	第1期中間計算期間末 [平成26年10月24日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0112円 (10,112円)

当ファンドは「シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同ファンドの受益証券です。

なお、同ファンドの状況は以下の通りです。

「シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(参考)

シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド

貸借対照表

(単位：円)

(平成26年10月24日現在)

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	900,392
投資証券	19,614,201
派生商品評価勘定	921
未収入金	437,062
流動資産合計	20,952,576
資産合計	20,952,576
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	4,541
未払金	216,060
未払解約金	543,196
その他未払費用	21,600
流動負債合計	785,397
負債合計	785,397
純資産の部	
元本等	
元本	18,677,238
剰余金	
剰余金又は欠損金()	1,489,941
元本等合計	20,167,179
純資産合計	20,167,179
負債純資産合計	20,952,576

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券
-------------------	------

	移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3. その他財務諸表作成の為の基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

（貸借対照表に関する注記）

	[平成26年10月24日現在]
1. 投資信託財産に係る元本の状況	
期首元本額	4,000,000円
期中追加設定元本額	22,343,808円
期中解約元本額	7,666,570円
元本の内訳	
ファンド名	
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Aコース（為替ヘッジなし）	3,824,794円
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（毎月決算型）Bコース（為替ヘッジあり）	2,190,413円
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）	5,450,777円
シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）	7,211,254円
計	18,677,238円
2. 受益権の総数	18,677,238口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	[平成26年10月24日現在]
1. 計上額、時価及び差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券

	<p>「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引</p> <p>「デリバティブ取引等に関する注記」に記載しております。</p> <p>(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品</p> <p>短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(デリバティブ取引等に関する注記)

取引の時価等に関する事項
通貨関連

(平成26年10月24日現在)

(単位：円)

区分	種類	契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	買建	215,119	-	216,040	921
	米ドル	215,119	-	216,040	921
	売建	432,480	-	437,021	4,541
	米ドル	432,480	-	437,021	4,541
	合計	647,599	-	653,061	3,620

(注) 時価の算定方法

1. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日(以下「当該日」という)の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。

- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
- ・ 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。

2. 計算期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。

3. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

（1口当たり情報に関する注記）

	[平成26年10月24日現在]
1口当たり純資産額	1.0798円
(1万口当たり純資産額)	(10,798円)

2【ファンドの現況】

以下のファンドの現況は2014年10月31日現在です。

【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）】

【純資産額計算書】

資産総額	6,129,482円
負債総額	213,152円
純資産総額（ - ）	5,916,330円
発行済口数	5,427,116口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0901円

【シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）】

【純資産額計算書】

資産総額	8,076,247円
負債総額	239,541円
純資産総額（ - ）	7,836,706円
発行済口数	7,711,311口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0163円

（参考）

シュローダー・グローバル債券戦略マザーファンド

純資産額計算書

資産総額	21,081,006円
------	-------------

負債総額	616,107円
純資産総額(-)	20,464,899円
発行済口数	18,640,341口
1口当たり純資産額(/)	1.0979円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額

平成26年10月末現在	資本金	490,000,000円
	発行可能株式総数	39,200株
	発行済株式総数	9,800株

過去5年間における主な資本金の増減
該当事項はありません。

(2) 委託会社の機構（平成26年10月末現在）

経営体制

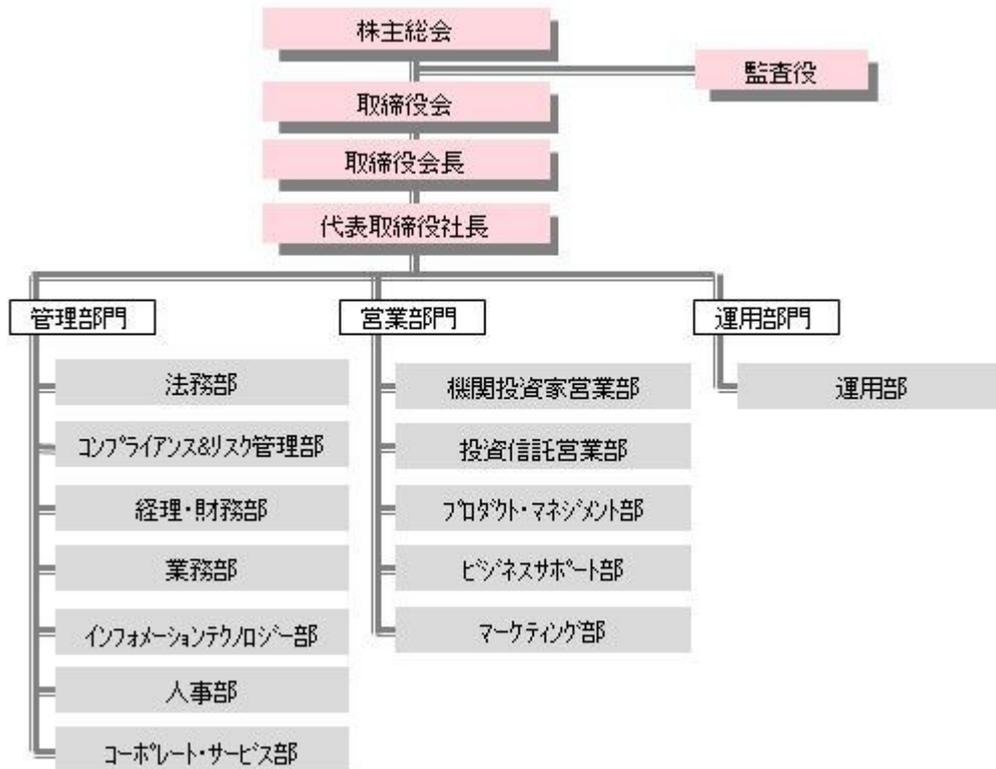
委託会社の業務執行等に関する意思決定機関としてある取締役会は、15名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行います。

取締役会はその決議をもって代表取締役1名以上を選任し、うち1名を代表取締役社長とします。また、取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役副会長、取締役最高経営責任者、取締役副社長、専務取締役および常務取締役を任命することができます。

取締役会はその決議をもって委託会社の経営に関するすべての重要事項、法令または定款によって定められた事項を決定します。

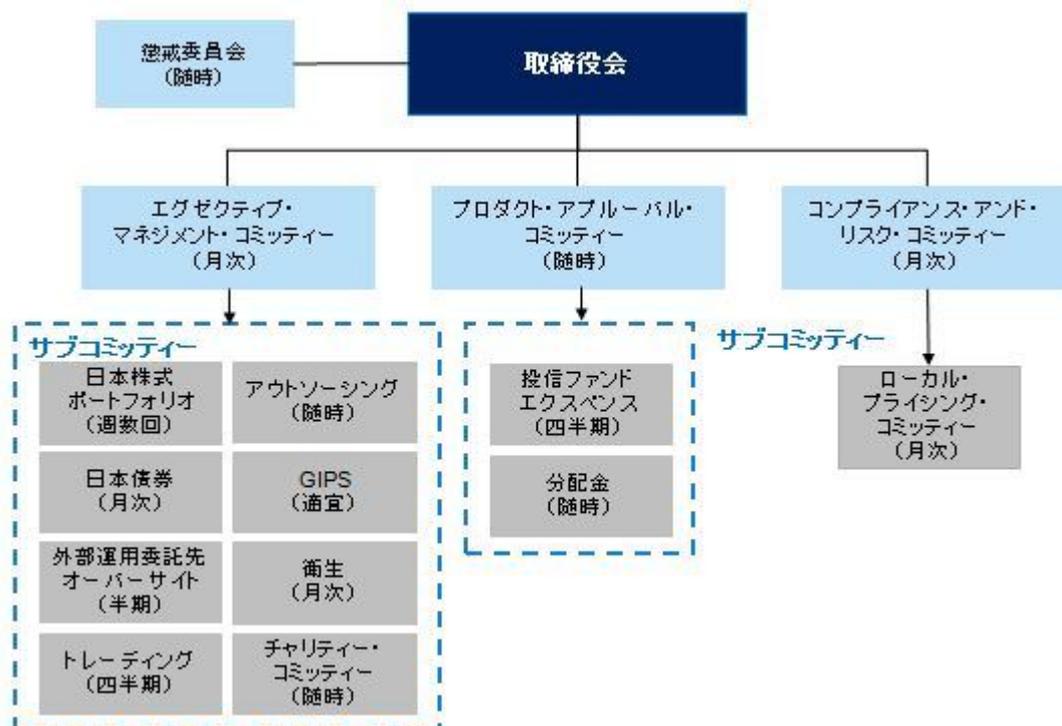
取締役会を招集するには、各取締役および監査役に対し、会日の少なくとも3日前までに招集通知を発しなければなりません。ただし、取締役および監査役全員の同意を得て、招集期間を短縮し、または招集手続を省略することができます。法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会は取締役会長が招集し、議長となります。取締役会長に事故のある場合、あるいは取締役会長が任命されていない場合には、代表取締役の1名がこれに代わり、代表取締役のいずれにも事故のあるときには、予め取締役会の決議によって定められた順序に従って他の取締役がこの任にあたります。

委託会社の業務運営の組織体系は以下の通りです。



投資運用の意思決定機構

取締役会から権限を委譲されたエグゼクティブ・マネジメント・コミッティーの下に投資運用にかかる各サブコミッティーを設置し、そこで運用全般にかかわる意思決定を行います。



2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を

行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として証券投資信託の運用その他の投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業および付随業務を行っています。

平成26年10月末現在、委託会社が運用する証券投資信託は以下のとおりです(ただし、親投資信託を除きます。)

ファンドの種類	本数	純資産総額(円)
追加型株式投資信託	54	226,582,271,535

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)並びに同規則第38条、第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期事業年度(平成25年4月1日から平成25年12月31日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。また、第24期事業年度の中間会計期間(平成26年1月1日から平成26年6月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

<更新後>

(単位：千円)

		第22期 (平成25年3月31日)	第23期 (平成25年12月31日)
資産の部			
流動資産			
預金		4,181,485	2,851,986
立替金		633	499
前払費用		127,023	81,860
未収入金		800,636	706,661
未収委託者報酬		617,650	654,997
未収運用受託報酬		348,070	523,219
1年内受取予定の長期差入保証金		1,100	-
流動資産合計		6,076,600	4,819,225
固定資産			
有形固定資産			
建物附属設備(純額)	*1	60,814	49,795

器具備品(純額)	*1		27,648		20,564
有形固定資産合計			88,462		70,359
無形固定資産					
電話加入権			3,699		3,699
ソフトウェア			7,007		52,679
無形固定資産合計			10,706		56,378
投資その他の資産					
投資有価証券			7,330		12,762
長期差入保証金			232,814		235,114
その他投資			950		950
貸倒引当金			950		950
投資その他の資産合計			240,144		247,877
固定資産合計			339,314		374,616
資産合計			6,415,914		5,193,841

(単位：千円)

		第22期 (平成25年3月31日)	第23期 (平成25年12月31日)
負債の部			
流動負債			
預り金		56,811	34,488
未払金			
未払償還金		18,174	18,174
未払手数料		269,203	228,598
その他未払金		1,428,953	1,609,814
未払費用		74,073	49,761
未払法人税等		90,774	69,623
1年内返済予定の長期借入金	*2	2,000,000	-
未払消費税等		15,517	16,007
賞与引当金		189,066	-
流動負債合計		4,142,573	2,026,468
固定負債			
長期未払金		99,250	167,695
長期未払費用		28,328	35,748
退職給付引当金		622,832	651,735
役員退職慰労引当金		15,268	18,549
資産除去債務		84,355	85,239
固定負債合計		850,035	958,968
負債合計		4,992,608	2,985,437

純資産の部				
株主資本				
資本金			490,000	490,000
資本剰余金				
資本準備金			500,000	500,000
資本剰余金合計			500,000	500,000
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金			430,976	1,214,642
利益剰余金合計			430,976	1,214,642
株主資本合計			1,420,976	2,204,642
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金			2,330	3,762
評価・換算差額等合計			2,330	3,762
純資産合計			1,423,306	2,208,404
負債純資産合計			6,415,914	5,193,841

(2) 【損益計算書】

<更新後>

(単位：千円)

	第22期		第23期	
	自	平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	自	平成25年4月1日 至 平成25年12月31日
営業収益				
委託者報酬		2,434,961		1,930,189
運用受託報酬		1,419,036		1,725,772
その他営業収益		2,842,631		1,938,093
営業収益計		6,696,629		5,594,055
営業費用				
支払手数料		932,774		729,640
広告宣伝費		76,903		70,978
公告費		780		1,572
調査費				
調査費		208,578		113,598
委託調査費		954,369		708,718
図書費		3,121		3,256
委託計算費		51,109		39,295
事務委託費		-		159,460
営業雑経費				

通信費			25,702		15,241
印刷費			-		7,031
協会費			5,606		3,694
諸会費			2,481		2,583
営業費用計			2,261,426		1,855,070
一般管理費					
給料					
役員報酬			395,919		260,421
給料・手当			1,409,150		1,000,875
賞与			753,866		567,377
交際費			6,466		4,392
旅費交通費			53,432		36,874
租税公課			25,880		15,309
不動産賃借料			280,133		181,466
賞与引当金繰入			189,066		-
退職給付費用			138,593		62,947
役員退職慰労引当金繰入			4,143		3,281
法定福利費			166,611		113,132
固定資産減価償却費			42,107		29,323
諸経費			734,296		825,827
一般管理費計			4,199,667		3,101,228
営業利益（ 営業損失）			235,535		637,756
営業外収益					
受取利息			1,073		1,073
受取配当金			-		600
有価証券売却益			0		-
時効償還金			580		-
雑益			2,387		2,358
営業外収益計			4,042		4,031
営業外費用					
支払利息		*1	18,037		6,337
為替差損			40,740		42,447
雑損失			-		851
営業外費用計			58,777		49,637
経常利益（ 経常損失）			180,799		592,151
特別利益					
債務免除益		*3	-		316,000
特別利益計			-		316,000
特別損失					
割増退職金等		*2	53,804		27,123
固定資産除却損			-		242

特別損失計			53,804		27,366
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)			126,995		880,785
法人税、住民税及び事業税			76,058		97,119
法人税等合計			76,058		97,119
当期純利益 (当期純損失)			50,936		783,666

(3) 【株主資本等変動計算書】

< 更新後 >

前事業年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位 : 千円)

	株主資本				評価・ 換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
			その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	380,039	1,370,039	989	1,371,028
当期変動額						
当期純利益			50,936	50,936		50,936
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					1,341	1,341
当期変動額合計	-	-	50,936	50,936	1,341	52,277
当期末残高	490,000	500,000	430,976	1,420,976	2,330	1,423,306

当事業年度 (自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日)

(単位 : 千円)

	株主資本				評価・ 換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
			その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	430,976	1,420,976	2,330	1,423,306
当期変動額						
当期純利益			783,666	783,666		783,666
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)					1,432	1,432
当期変動額合計	-	-	783,666	783,666	1,432	785,098

当期末残高	490,000	500,000	1,214,642	2,204,642	3,762	2,208,404
-------	---------	---------	-----------	-----------	-------	-----------

重要な会計方針

1．有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p>
2．固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3．引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支払見込額を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額の100%を計上しております。</p>
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 決算期の変更 平成25年6月27日開催の株主総会における定款の一部変更の決議により、決算期を3月31日から12月31日に変更しました。したがって、当事業年度は平成25年4月1日から平成25年12月31日までの9カ月間となっております。</p> <p>(2) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（貸借対照表関係）

第22期 平成25年3月31日現在	第23期 平成25年12月31日現在
* 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 105,831千円 器具備品 154,277千円 * 2 関係会社項目 流動負債 1年内返済予定の 長期借入金 2,000,000千円	* 1 有形固定資産の減価償却累計額 建物附属設備 117,322千円 器具備品 142,550千円

(損益計算書関係)

第22期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第23期 自 平成25年4月 1日 至 平成25年12月31日
* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 18,037千円 * 2 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。	* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。 関係会社への支払利息 6,337千円 * 2 割増退職金等には、リストラクチャリングに伴う人員削減のための割増退職金等を計上しております。 * 3 賞与に関する関係会社債務の免除益を計上しております。

(株主資本等変動計算書関係)

第22期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第22期事業年度 期首株式数	第22期事業年度 増加株式数	第22期事業年度 減少株式数	第22期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2．自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3．新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

第23期（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第23期事業年度 期首株式数	第23期事業年度 増加株式数	第23期事業年度 減少株式数	第23期事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

(リース取引関係)

第22期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第23期 自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日
財務諸表等規則第8条の6により記載を省略しております。	同左

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

第22期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日	第23期 自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日
<p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資本の充実を図るために必要な資金をグループ会社より劣後ローンとして借入しております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>当座預金は、預金保険の対象であるため信用リスクはありませんが、普通預金及び定期預金は、銀行の信用リスクに晒されております。</p> <p>営業債権である未収委託者報酬および未収運用受託報酬、未収入金については、顧客の信用リスクに晒されております。</p> <p>未収入金およびその他未払金の一部には、海外の関連会社との取引により生じた外貨建ての資産・負債を保有しているため、為替相場の変動による市場リスクに晒されております。</p>	<p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当社は顧客の資産運用を行う上で、自己資金に関しても安全な運用を心掛けております。余剰資金は安全性の高い金融資産で運用し、また、デリバティブ取引等も行っておりません。</p> <p>(2) 金融商品の内容及びそのリスク</p> <p>同左</p>

<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理</p> <p>預金に係る銀行の信用リスクに関しては、口座開設時及びその後も継続的に銀行の信用力を評価し、格付けの高い金融機関でのみ運用し、預金に係る信用リスクを管理しております。</p> <p>未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、投資信託または取引相手ごとに残高を管理し、当社が運用している資産の中から報酬を徴収するため、信用リスクは僅少であります。</p> <p>また、未収入金は、概ね、海外の関連会社との取引により生じたものであり、原則、翌月中に決済が行われる事により、回収が不能となるリスクは僅少であります。</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理</p> <p>借入金に係る支払金利の上昇リスクを抑制するため、借入金と同額以上を定期預金及び当座預金として高格付けの銀行に預け入れております。</p> <p>また、外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理</p> <p>余剰資金は1ヵ月の定期預金でのみ運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>	<p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理</p> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理</p> <p>外貨建ての債権債務に関する為替の変動リスクに関しては、個別の案件ごとに毎月残高照合等を行い、原則、翌月中に決済が行われる事により、リスクは僅少であります。</p> <p>流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理</p> <p>余剰資金は最長でも1ヵ月の定期預金で運用することにより、流動性リスクを管理しております。</p>
---	---

2. 金融商品の時価等に関する事項

第22期（平成25年3月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	4,181,485	4,181,485	-
(2) 未収入金	800,636	800,636	-
(3) 未収委託者報酬	617,650	617,650	-
(4) 未収運用受託報酬	348,070	348,070	-
資産計	5,947,843	5,947,843	-
(1) 未払手数料	269,203	269,203	-
(2) その他未払金	1,428,953	1,428,953	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	2,000,000	2,000,000	-
負債計	3,698,156	3,698,156	-

第23期（平成25年12月31日現在）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	2,851,986	2,851,986	-
(2) 未収入金	706,661	706,661	-
(3) 未収委託者報酬	654,997	654,997	-
(4) 未収運用受託報酬	523,219	523,219	-
資産計	4,736,865	4,736,865	-
(1) 未払手数料	228,598	228,598	-
(2) その他未払金	1,609,814	1,609,814	-
負債計	1,838,413	1,838,413	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

第22期 平成25年3月31日現在	第23期 平成25年12月31日現在

<p>資産</p> <p>(1) 預金 預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) 未収入金 未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 未収委託者報酬 未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(4) 未収運用受託報酬 未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>負債</p> <p>(1) 未払手数料 未払手数料は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(2) その他未払金 その他未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p> <p>(3) 1年内返済予定の長期借入金 1年内返済予定の長期借入金は、変動金利によっており、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>資産</p> <p>(1) 預金 同左</p> <p>(2) 未収入金 同左</p> <p>(3) 未収委託者報酬 同左</p> <p>(4) 未収運用受託報酬 同左</p> <p>負債</p> <p>(1) 未払手数料 同左</p> <p>(2) その他未払金 同左</p>
--	---

(注2) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第22期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	4,181,485	-
未収入金	800,636	-
未収委託者報酬	617,650	-
未収運用受託報酬	348,070	-
合計	5,947,843	-

第23期（平成25年12月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超
預金	2,851,986	-
未収入金	706,661	-
未収委託者報酬	654,997	-
未収運用受託報酬	523,219	-
合計	4,736,865	-

（注3）社債、長期借入金、リース債務及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

第22期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

	1年以内	1年超 2年以内	2年超
1年内返済予定の長期借入金	2,000,000	-	-
合計	2,000,000	-	-

第23期（平成25年12月31日現在）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1．その他有価証券

第22期（平成25年3月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	7,330	5,000	2,330
合計	7,330	5,000	2,330

第23期（平成25年12月31日現在）

（単位：千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	12,762	9,000	3,762
合計	12,762	9,000	3,762

2．事業年度中に売却したその他有価証券

第22期（自平成24年4月1日至平成25年3月31日）

財務諸表等規則第8条の7により記載を省略しております。

第23期（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

第22期	第23期
自 平成24年4月1日	自 平成25年4月1日
至 平成25年3月31日	至 平成25年12月31日

<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、退職一時金制度を採用しております。</p> <p>2. 退職給付債務に関する事項 退職給付引当金 622,832千円</p> <p>3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 138,593千円</p> <p>4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項 退職給付債務及び費用の計算にあたっては簡便法を用いております。</p>	<p>1. 採用している退職給付制度の概要 当社は、従業員の退職給付に充てるため、退職一時金制度を採用しております。 当社が有する退職一時金制度では、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しており、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。</p> <p>2. 確定給付制度</p> <p>(1) 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">期首における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">622,832千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">62,947千円</td> </tr> <tr> <td>退職給付の支払額</td> <td style="text-align: right;"><u>34,043千円</u></td> </tr> <tr> <td>期末における退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>651,735千円</u></td> </tr> </table> <p>(2) 退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された前払年金費用及び退職給付引当金の調整表</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>年金資産</td> <td style="text-align: right;"><u>-</u></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: right;">-</td> </tr> <tr> <td>非積立型制度の退職給付債務</td> <td style="text-align: right;"><u>651,735千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>651,735千円</u></td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;"><u>651,735千円</u></td> </tr> <tr> <td>貸借対照表に計上された負債と資産の純額</td> <td style="text-align: right;"><u>651,735千円</u></td> </tr> </table> <p>(3) 退職給付に関連する損益</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">簡便法で計算した退職給付費用</td> <td style="text-align: right;">62,947千円</td> </tr> </table>	期首における退職給付引当金	622,832千円	退職給付費用	62,947千円	退職給付の支払額	<u>34,043千円</u>	期末における退職給付引当金	<u>651,735千円</u>	積立型制度の退職給付債務	-	年金資産	<u>-</u>		-	非積立型制度の退職給付債務	<u>651,735千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>651,735千円</u>	退職給付引当金	<u>651,735千円</u>	貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>651,735千円</u>	簡便法で計算した退職給付費用	62,947千円
期首における退職給付引当金	622,832千円																								
退職給付費用	62,947千円																								
退職給付の支払額	<u>34,043千円</u>																								
期末における退職給付引当金	<u>651,735千円</u>																								
積立型制度の退職給付債務	-																								
年金資産	<u>-</u>																								
	-																								
非積立型制度の退職給付債務	<u>651,735千円</u>																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>651,735千円</u>																								
退職給付引当金	<u>651,735千円</u>																								
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	<u>651,735千円</u>																								
簡便法で計算した退職給付費用	62,947千円																								

(税効果会計関係)

<p>第22期</p> <p>自 平成24年4月1日</p> <p>至 平成25年3月31日</p>	<p>第23期</p> <p>自 平成25年4月1日</p> <p>至 平成25年12月31日</p>
--	---

<p>1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <p>賞与引当金損金算入 限度超過額 71,535</p> <p>未払費用否認 513,085</p> <p>退職給付引当金損金 算入限度超過額 224,761</p> <p>役員退職慰労引当金否認 5,441</p> <p>資産除去債務 19,757</p> <p>その他 9,739</p> <p>税務上の繰越欠損金 383,895</p> <p>繰延税金資産小計 1,228,216</p> <p>評価性引当額 1,223,044</p> <p>繰延税金資産合計 5,172</p> <p>繰延税金負債</p> <p>未確定債権債務に係る 為替差損益 5,172</p> <p>繰延税金負債合計 5,172</p> <p>繰延税金資産の純額 -</p>	<p>1. 繰延税金資産発生 の主な原因別内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <p style="text-align: right;">千円</p> <p>未払費用否認 644,726</p> <p>未確定債権債務に係る 為替差損益 30,001</p> <p>退職給付引当金損金 算入限度超過額 247,724</p> <p>役員退職慰労引当金否認 7,050</p> <p>資産除去債務 23,551</p> <p>その他 6,800</p> <p>税務上の繰越欠損金 36,990</p> <p>繰延税金資産小計 996,846</p> <p>評価性引当額 996,846</p> <p>繰延税金資産合計 -</p> <p>繰延税金資産の純額 -</p>
<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>法定実効税率 38.0%</p> <p>(調整)</p> <p>役員賞与等永久に損金に 算入されない項目 54.6%</p> <p>交際費等永久に損金に 算入されない項目 1.9%</p> <p>評価性引当額 37.6%</p> <p>その他 2.9%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 59.9%</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳</p> <p>法定実効税率 38.0%</p> <p>(調整)</p> <p>評価性引当額 25.7%</p> <p>その他 1.3%</p> <p>税効果会計適用後の法人税等の負担率 11.0%</p>

(資産除去債務関係)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスの賃借契約において、建物所有者との間で貸室賃借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を10年間（建物附属設備の減価償却期間）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回り（1.4%）を使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	第22期		第23期	
	自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	
期首残高		83,190千円		84,355千円
有形固定資産の取得に伴う増加額		- 千円		- 千円
その他増減額（は減少）		1,164千円		884千円
期末残高		84,355千円		85,239千円

2. 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

<セグメント情報>

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

<関連情報>

第22期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンドサービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	2,434,961	1,419,036	2,678,017	164,614	6,696,629

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

第23期（自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンドサービス	その他	合計

外部顧客への 営業収益	1,930,189	1,725,772	1,279,891	658,201	5,594,055
----------------	-----------	-----------	-----------	---------	-----------

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

(単位：千円)

日本	その他	合計
4,678,685	915,370	5,594,055

(注) 海外外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

< 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報 >

該当事項はありません。

< 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報 >

該当事項はありません。

(関連当事者との取引)

第22期 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
親会社	シュロー ダー・イン ターナショ ナル・ファ イナンス・ ビー・ ヴィー	オランダ、 アムステル ダム市	537.5千 ユーロ	持株 会社	被所有 直接100%	資金の 借入	利息の支払 (注1)	千円 18,037	1年内返済 予定の長期 借入金 未払金 (その他 未払金)	千円 2,000,000 2,352

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しており、返済条件は期限2年、満期一括返済としております。

なお、担保は提供していません。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の内容	取引金額	科 目	期末残高
----	------------	-----	-----	-----------	---------------------------	-------------------	-------	------	-----	------

親会社の子会社 (注1)	シュローダー・イン ベストメント・マネー ジメント・リミテッド	イギリス、 ロンドン市	70百万 ポンド	投資 運用業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬の受取 (注2)	千円 41,683	未収運用 受託報酬	千円 8,295
							サービス提供業務報酬 の受取(注3)	1,231,172	未収入金	383,924
							情報提供業務報酬の受 取(注4)	164,614		
							運用再委託報酬 の支払(注2)	404,729	未払金 (その他 未払金)	159,371
							一般管理費(諸経費) の支払(注4)	108,856		
兄弟会社	シュロー ダー・イン ベストメント ・マネー ジメント (ルクセン ブルク)・ エス・エー	ルクセン ブルク	12.65 百万 ユーロ	資産 管理業	-	運用受託 契約の 再委任等	運用受託報酬の受取 (注2)	252,474	未収運用 受託報酬	33,716
							サービス提供業務報酬 の受取(注3)	1,169,221	未収入金	363,212
							運用再委託報酬の支払 (注2)	471,803	未払金 (その他 未払金)	83,692

(注1) 当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

(注2) 各社間の投資顧問報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注3) 各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

(注4) 情報提供業務・その他営業費用及び一般管理費(諸経費)の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ビー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

第23期（自平成25年4月1日至平成25年12月31日）

1 関連当事者との取引

(1) 親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
親会社	シュロー ダー・イン ターナシヨ ナル・ファイ ナンス・ビー ・ヴィー	オランダ、 アムステル ダム市	537.5千 ユーロ	持株 会社	被所有 直接100%	資金の 借入	利息の支払 (注1)	千円 6,337	-	千円 -
							借入金の返済 (注1)	2,000,000		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、平成25年8月12日に借入金を一括返済しております。

(2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権の 所有 (被所有) 割合	関連当事 者との関 係	取引の 内容	取引金額	科目	期末 残高
----	--------	-----	-----	-------	---------------------------	-------------------	-----------	------	----	----------

親会社の子会社 (注1)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッド	イギリス、ロンドン市	70百万ポンド	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注3）	千円 41,315	未収運用受託報酬	千円 9,212
							サービス提供業務報酬の受取（注4）	486,539	未収入金	268,794
							情報提供業務報酬の受取（注5）	145,395		
							役務提供業務の対価の受取（注5）	201,936		
							運用再委託報酬の支払（注3）	313,100	未払金（その他未払金）	80,759
							一般管理費（諸経費）の支払（注5）	163,450		
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・（シンガポール）・リミテッド	シンガポール、OCBCセンター	50.77百万シンガポールドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注3）	10,522	未収運用受託報酬	1,009
							サービス提供業務報酬の受取（注4）	117,096	未収入金	87,993
							役務提供業務の対価の受取（注5）	60,830		
							運用再委託報酬の支払（注3）	16,985	未払金（その他未払金）	80,897
							一般管理費（諸経費）の支払（注5）	316,134		
親会社の子会社 (注2)	シュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インク	アメリカ合衆国、デラウェア	41.5百万USDドル	投資運用業	-	運用受託契約の再委任等	サービス提供業務報酬の受取（注4）	124,925	未収入金	60,776
							役務提供業務の対価の受取（注5）	46,416		
							運用再委託報酬の支払（注3）	3,798	未払金（その他未払金）	401
兄弟会社	シュローダー・インベストメント・マネージメント（ルクセンブルク）・エス・エー	ルクセンブルク	12.65百万ユーロ	資産管理業	-	運用受託契約の再委任等	運用受託報酬の受取（注3）	603,256	未収運用受託報酬	96,014
							サービス提供業務報酬の受取（注4）	501,640	未収入金	258,795
							役務提供業務の対価の受取（注5）	184,023		
							運用再委託報酬の支払（注3）	317,491		

（注1）当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、直接の子会社であるシュローダー・アドミニストレーション・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・リミテッドの議決権の100%を保有しております。

（注2）当社の最終親会社であるシュローダー・ピーエルシーが、子会社であるシュローダー・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを通して、シュローダー・インベストメント・マネージメント・（シンガポール）・リミテッドおよびシュローダー・インベストメント・マネージメント・ノースアメリカ・インクの議決権の100%を保有しております。

（注3）各社間の運用受託報酬の収受については、各ファンドの契約毎に契約運用資産に対する各社の運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注4）各社間のサービス提供業務の報酬の収受については、各ファンドの契約毎に、当初募集金額および残存口数の割合に応じた一定の比率により決定しております。

（注5）情報提供業務・役務提供業務・調査費・その他営業費用及び一般管理費（諸経費）の報酬の収受については、当業務に関する支出を勘案して合理的な金額により行っております。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

シュローダー・インターナショナル・ファイナンス・ピー・ヴィー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第22期 自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日		第23期 自 平成25年4月1日 至 平成25年12月31日	
1株当たり純資産額	145,235円31銭	1株当たり純資産額	225,347円43銭
1株当たり当期純利益	5,197円61銭	1株当たり当期純利益	79,965円93銭
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	50,936千円	損益計算書上の当期純利益	783,666千円
普通株式に係る当期純利益	50,936千円	普通株式に係る当期純利益	783,666千円
普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。		普通株式に帰属しない金額の主要な内訳 該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800 株	普通株式の期中平均株式数	9,800 株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

第24期 中間会計期間末 平成26年6月30日	
資 産 の 部	
流 動 資 産	
預金	3,301,465
前払費用	57,209
未収入金	221,101
未収委託者報酬	622,245
未収運用受託報酬	504,374
その他の流動資産	536
流動資産合計	4,706,932
固 定 資 産	
有 形 固 定 資 産	
建物附属設備(純額)	*1 43,644
器具備品(純額)	*1 16,074
有形固定資産合計	59,718

無形固定資産	65,744
投資その他の資産	
投資有価証券	16,429
長期差入保証金	234,614
その他投資	950
貸倒引当金	950
投資その他の資産合計	251,043
固定資産合計	376,506
資産合計	5,083,439

(単位：千円)

第24期 中間会計期間末

平成26年6月30日

負債の部

流動負債

預り金	41,631
前受金	3,204
未払金	973,491
未払費用	138,065
未払法人税等	75,985
未払消費税等	*2 27,664
賞与引当金	343,098
流動負債合計	1,603,141

固定負債

長期未払金	87,030
長期未払費用	30,631
退職給付引当金	682,287
役員退職慰労引当金	21,744
資産除去債務	85,835
固定負債合計	907,530

負債合計

2,510,671

純資産の部

株主資本

資本金	490,000
資本剰余金	
資本準備金	500,000
資本剰余金合計	500,000

利益剰余金

その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	1,579,458
利益剰余金合計	1,579,458

株主資本合計

2,569,458

評価・換算差額等

その他有価証券評価差額金	3,309
評価・換算差額等合計	3,309

純資産合計

2,572,767

負債純資産合計

5,083,439

(2) 中間損益計算書

(単位：千円)

		第24期 中間会計期間	
		自 平成26年1月 1日	
		至 平成26年6月30日	
営業収益			
委託者報酬			1,164,620
運用受託報酬			1,337,407
その他営業収益			1,134,559
営業収益計			3,636,588
営業費用及び一般管理費		*3	3,174,370
営業利益			462,217
営業外収益		*1	6,781
営業外費用		*2	7,617
経常利益			461,381
特別損失			28,241
税引前中間純利益			433,139
法人税、住民税及び事業税			68,323
法人税等合計			68,323
中間純利益			364,816

(3) 中間株主資本等変動計算書

第24期 中間会計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

(単位：千円)

	株主資本				評価・ 換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金 資本準備金	利益剰余金	株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
			その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金			
当期首残高	490,000	500,000	1,214,642	2,204,642	3,762	2,208,404
当期変動額						
当期純利益			364,816	364,816		364,816
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					453	453
当期変動額合計	-	-	364,816	364,816	453	364,362
当期末残高	490,000	500,000	1,579,458	2,569,458	3,309	2,572,767

重要な会計方針

項 目	第24期中間会計期間 自 平成26年1月 1日 至 平成26年6月30日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定率法によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法によっております。ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員に支給する賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。</p> <p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	第24期中間会計期間末 平成26年6月30日現在	
*1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物附属設備	123,474千円
	器具備品	147,040千円
*2. 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、未払消費税等として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

項 目	第24期中間会計期間	
	自 平成26年1月 1日	至 平成26年6月30日
*1. 営業外収益の主要項目	受取利息	485千円
	受取配当金	630千円
	時効償還金	4,161千円
	雑益	1,503千円
*2. 営業外費用の主要項目	為替差損	6,932千円
	雑損失	685千円
*3. 減価償却実施額	有形固定資産	11,237千円
	無形固定資産	7,597千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

第24期中間会計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	第24期事業年度期首 株式数	第24期中間会計期間 増加株式数	第24期中間会計期間 減少株式数	第24期中間会計期間 末株式数
発行済株式				
普通株式	9,800株	-	-	9,800株
合計	9,800株	-	-	9,800株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第24期中間会計期間	
自 平成26年1月 1日	
至 平成26年6月30日	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年内	7,963千円
1年超	13,935千円
合計	21,898千円

（金融商品関係）

第24期中間会計期間末（平成26年6月30日現在）

金融商品の時価等に関する事項

平成26年6月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります

す。

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預金	3,301,465千円	3,301,465千円	-
(2) 未収入金	221,101千円	221,101千円	-
(3) 未収委託者報酬	622,245千円	622,245千円	-
(4) 未収運用受託報酬	504,374千円	504,374千円	-
資産計	4,649,187千円	4,649,187千円	-
(1) 未払金	973,491千円	973,491千円	-
負債計	973,491千円	973,491千円	-

（注）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

（1）預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（2）未収入金

未収入金は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（3）未収委託者報酬

未収委託者報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（4）未収運用受託報酬

未収運用受託報酬は短期債権であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

（1）未払金

未払金は短期債務であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（有価証券関係）

その他有価証券

第24期中間会計期間末（平成26年6月30日現在）

区分	中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの 証券投資信託受益証券	12,420千円	9,000千円	3,420千円
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの 証券投資信託受益証券	4,009千円	4,120千円	111千円
合計	16,429千円	13,120千円	3,309千円

（資産除去債務関係）

第24期中間会計期間末（平成26年6月30日現在）

資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの

当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減

当事業年度期首残高

85,239千円

有形固定資産の取得に伴う増加額

- 千円

その他増減額（ は減少）	596千円
当中間会計期間末残高	85,835千円

（セグメント情報等）

＜セグメント情報＞

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

＜関連情報＞

第24期中間会計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日 ）

1．製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託業	投資顧問業	海外ファンド サービス	その他	合計
外部顧客への 営業収益	1,164,620	1,337,407	671,117	463,442	3,636,588

2．地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	その他	合計
2,915,961	720,627	3,636,588

（注）海外外部顧客からの営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める地域はありません。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

＜報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報＞

第24期中間会計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日 ）

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報＞

第24期中間会計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日 ）

該当事項はありません。

＜報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報＞

第24期中間会計期間（自 平成26年1月1日 至 平成26年6月30日 ）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

第24期中間会計期間	
自 平成26年1月 1日	
至 平成26年6月30日	
1株当たり純資産額	262,527円31銭
1株当たり中間純利益	37,226円16銭
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
1株当たり中間純利益の算定上の基礎	
中間損益計算書上の中間純利益	364,816千円
普通株式に係る中間純利益	364,816千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	9,800株

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

< 更新後 >

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

< 再信託受託会社の概要 >

名称 : 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 : 51,000百万円(平成26年3月末現在)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

< 更新後 >

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成26年3月末現在)	事業の内容
株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	7,495百万円	

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月3日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 太田 英男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）の平成26年4月25日から平成26年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Aコース（為替ヘッジなし）の平成26年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年4月25日から平成26年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成26年12月3日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員指定社員 公認会計士 太田 英男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているシュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）の平成26年4月25日から平成26年10月24日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・グローバル債券戦略ファンド（1年決算型）Bコース（為替ヘッジあり）の平成26年10月24日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成26年4月25日から平成26年10月24日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1.上記は、当社が、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成26年3月12日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指定社員 公認会計士 太田 英 男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成25年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注)1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年9月3日

シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 柴 毅
業務執行社員

指定社員 公認会計士 太田 英 男
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているシュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シュローダー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成26年1月1日から平成26年6月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。